

# 市職員の時差出勤勤務を実施します（試行）



柏原市では、より効率的で効果的な『働き方』を、職員自らが考え実施することにより問題解決を図ろうと、この度特別職を除く全職員を対象として、『時差出勤勤務』を試験的に導入することになりました。

この制度の導入・実施により、時間外勤務時間の縮減や職員の健康維持増進に取り組んで参ります。

市民の皆様のご理解をよろしくお願いします。

※時差出勤勤務とは・・・

職員の1日の勤務時間（7時間45分）を変更せず、勤務の始業時間や終業時間を繰り上げ・繰り下げすることで、通常の勤務時間と異なる時間帯で勤務する制度です。

・時差出勤勤務は、市役所内各々の職場において、行政サービスの低下を招かない範囲において実施します。

## 勤務時間帯

A	午前7時15分	～	午後3時45分
B	午前7時45分	～	午後4時15分
C（標準）	午前8時45分	～	午後5時15分
D	午前9時45分	～	午後6時15分
E	午後0時45分	～	午後9時15分



※市役所の開庁時間は、これまで同様に変わりません。

**開庁時間**      午前8時45分～午後5時15分